

東京都の小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線 計画について住民の意思を問う住民投票を実施します

「東京都の小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線計画について住民の意思を問う住民投票条例（以下「住民投票条例」）」の施行に伴い、5月26日（日）に住民投票が実施されますので、対象路線および住民投票の概要をお知らせいたします。

※住民投票の概要は、小平市ホームページをご覧ください（<http://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/032/032383.html>）。

※事業概要は、東京都ホームページをご覧ください（<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/kitakita/kodaira328/>）。



「東京都の小平都市計画道路3・2・8号 府中所沢線計画について住民の意思を問う 住民投票条例」の概要

地方自治法第74条第1項では、「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の5分の1以上の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる」と規定されています。

同条の規定に基づき、小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線の計画の見直

しは是非について、小平市民の意向を確認することを目的とした「住民投票条例」制定の直接請求が有効署名数7千83筆と共に平成25年2月14日になされました。

その後、平成25年3月小平市議会定例会に上程され、住民投票条例特別委員会での審議を経て、修正可決されました。

この計画は、小平市の貴重な緑である小平中央公園の雑木林の約半分を消失させ、玉川上水遊歩道を36m幅で分断し、約220戸を立ち退かせる、250億円もの予算を使う、といった問題を抱えています。今日まで多くの市民団体や個人が、この計画の見直しについて住民投票に付すのは適当ではない。

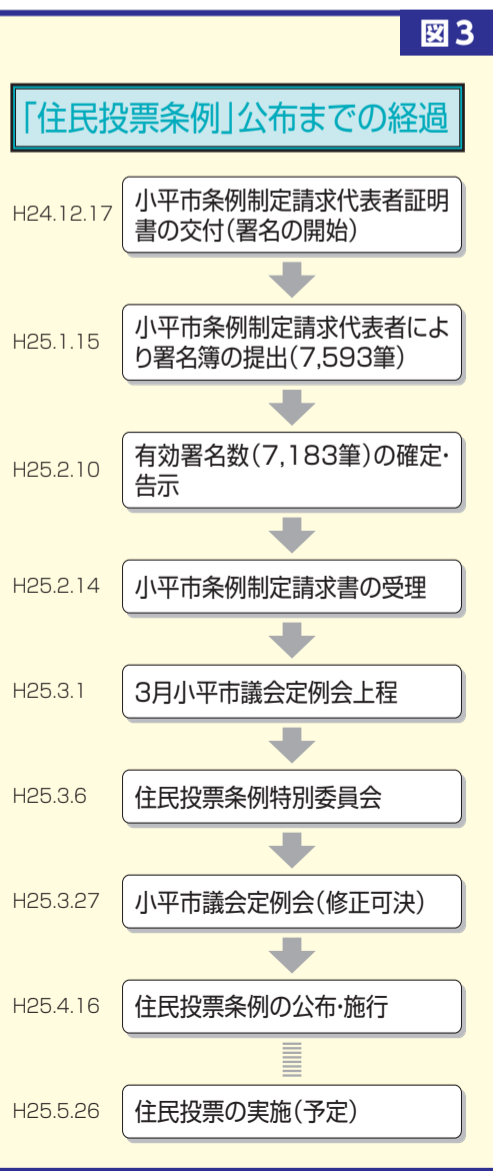
「1 東京都が広域的な骨格幹線道路としての道路ネットワークの整備に責任を持って判断すべきものであり、府中所沢・鎌倉街道全体計画の一部である小平市のみが本都市計画の見直しについて住民投票に付すのは適当ではない。」

この事業区間の整備により、道路ネットワークが充実し、都市間の連携強化や多摩地域の活性化が図られ、府中街道をはじめとする周辺道路の渋滞緩和、生活道路に進入する通過交通の排除による良好な居住環境の確保、地域の防災性や安全性の向上などの整備効果が期待されます。

東京都では、この事業区間について、平成25年度に事業着手を行い、整備を推進していく予定です。

「この請求は、東京都の小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線計画について、住民参加により計画案を見直すべきか、それとも計画案の見直しは必要ないかについて小平市民の意向を確認することを目的としています。」

「2 東京都は多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）に基づき、着実な道路ネットワークの形成を目指している。府中所沢線を整備することにより、道路ネットワークの形成が図られ、



「この請求は、東京都の小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線計画について、住民参加により計画案を見直すべきか、それとも計画案の見直しは必要ないかについて小平市民の意向を確認することを目的としています。」

「1 東京都が広域的な骨格幹線道路としての道路ネットワークの整備に責任を持って判断すべきものであり、府中所沢・鎌倉街道全体計画の一部である小平市のみが本都市計画の見直しについて住民投票に付すのは適当ではない。」

「2 東京都は多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）に基づき、着実な道路ネットワークの形成を目指している。府中所沢線を整備することにより、道路ネットワークの形成が図られ、

「住民投票とは 一般に住民投票は、市民の意思を直接問う市民参加手法の一つとして、市長と議会による二元代表制を補完するものとされています。」

「市長の意見（要旨） 地方自治法第74条第3項の規定により、平成25年3月市議会定例会に上程した際に附した、市長の意見（要旨）は以下のとおりです。」

「3 法令に基づき手続が完了している。法令に基づいた手続が完了している現状で、改めて計画の見直しの必要性を問うことは、適当ではない。」